

最低制限価格制度について

1. 工事請負について

(1) 設定方法

$$\text{最低制限価格(税抜)} = \{ \text{平均入札額} + \text{予定価格(税抜)} \times 2 \} / 3 \times 7 / 8$$

※ 平均入札額は、予定価格(税抜)の範囲内で有効な入札を行った全ての入札金額を対象に算出する。ただし、予定価格(税抜)の85%未満の入札金額は、予定価格(税抜)の85%とみなして計算する。

※ 予定価格(税抜)の85%に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

※ 最低制限価格(税抜)に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

【計算例】 予定価格(税抜) 10,000千円

	入札金額(税抜)	平均入札額を算出時の額	結果
A社	9,700	9,700	
B社	9,300	9,300	
C社	9,150	9,150	
D社	8,500	8,500	
E社	8,450	→8,500(みなし)	落札 (8,450 ≥ 8,441)
F社	8,300	→8,500(みなし)	失格 (8,300 < 8,441)
合計		53,650	
平均入札額 $53,650 \div 6 = 8,941$			
最低制限価格(税抜) = $(8,941 + 10,000 \times 2) / 3 \times 7 / 8 = 8,441$			

(2) 適用範囲

平成24年4月1日以降に公告し、一般競争入札及び指名競争入札に付す工事請負

(3) 公表時期

事後公表(原則、開札時において即時計算、公表とする。)

2. 業務委託について

(1) 設定方法

$$\text{最低制限価格(税抜)} = \{ \text{平均入札額} + \text{予定価格(税抜)} \times 2 \} / 3 \times 0.85$$

※ 平均入札額は、予定価格(税抜)の範囲内で有効な入札を行った全ての入札金額を対象に算出する。ただし、予定価格(税抜)の60%未満の入札金額は、予定価格(税抜)の60%とみなして計算する。

※ 予定価格(税抜)の60%に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

※ 最低制限価格(税抜)に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てる。

【計算例】 予定価格(税抜) 10,000千円

	入札金額(税抜)	平均入札額を算出時の額	結果
A社	9,000	9,000	
B社	8,500	8,500	
C社	8,300	8,300	
D社	8,000	8,000	落札
E社	7,500	7,500	失格 (7,500 < 7,900)
F社	5,000	→6,000(みなし)	失格 (5,000 < 7,900)
合計		47,300	
平均入札額 $47,300 \div 6 = 7,883$			
最低制限価格(税抜) $= (7,883 + 10,000 \times 2) / 3 \times 0.85 = 7,900$			

(2) 適用範囲

平成26年4月1日以降に公告し、一般競争入札及び指名競争入札に付す設計金額が2,000万円未満の業務委託

(3) 公表時期

事後公表(原則、開札時において即時計算、公表とする。)